

海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第41号

海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

海岸占用料等徴収条例（平成12年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>（占用料の算定方法）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表第1により計算した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">土石採取料</th></tr><tr><th>種 別</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td><small>くり</small>栗石、玉石及び転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するもの</td><td>[略]</td><td><u>2,270円</u></td></tr></tbody></table>	土石採取料			種 別	単 位	金 額	[略]			<small>くり</small> 栗石、玉石及び転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するもの	[略]	<u>2,270円</u>	<p>（占用料の算定方法）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表第1により計算した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">土石採取料</th></tr><tr><th>種 別</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td><small>くり</small>栗石、玉石及び転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するもの</td><td>[略]</td><td><u>2,310円</u></td></tr></tbody></table>	土石採取料			種 別	単 位	金 額	[略]			<small>くり</small> 栗石、玉石及び転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するもの	[略]	<u>2,310円</u>
土石採取料																									
種 別	単 位	金 額																							
[略]																									
<small>くり</small> 栗石、玉石及び転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するもの	[略]	<u>2,270円</u>																							
土石採取料																									
種 別	単 位	金 額																							
[略]																									
<small>くり</small> 栗石、玉石及び転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するもの	[略]	<u>2,310円</u>																							
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																									

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。